

貯水槽水道の適正管理

簡易専用水道・小規模貯水槽水道



貯水槽水道とは

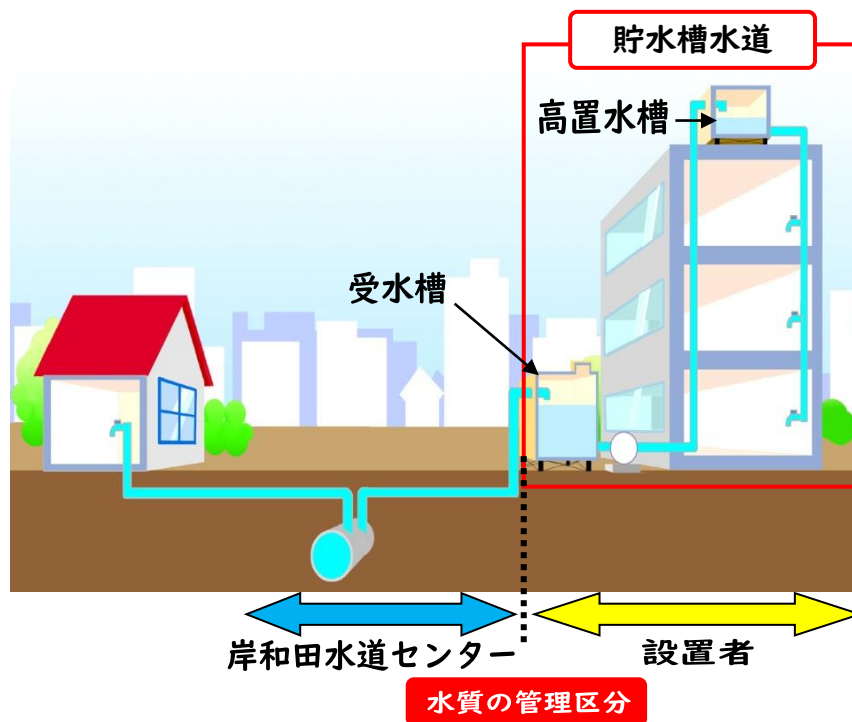


貯水槽とは、一度に水をたくさん使うビルやマンションなどで水をいったん貯めておく水槽のことで、受水槽と高置水槽があります。

受水槽に入った水は、ポンプで屋上にある高置水槽にくみあげてから各家庭や事務所に給水します。（高置水槽がない場合もあります。）

このように、貯水槽を使って給水する施設の総称を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道の管理は、設置者が自らの責任で行わなければなりません。



貯水槽水道は、受水槽の有効容量によって、次のように分類されます。

簡易専用水道

有効容量が 10m^3 を超えるもの
水道法で適正な管理が義務づけられています。

小規模貯水槽水道

有効容量が 10m^3 以下のもの
水道法の適用は受けませんが
簡易専用水道と同様の管理に努めましょう。



施設と水質の適正管理



簡易専用水道は、水道法で定められた管理を行う義務があります。
小規模貯水槽水道についても、同様の管理に努めましょう。

① 貯水槽の清掃 [水道法第34条の2第1項、同法施行規則第55条]

毎年1回以上、大阪府知事の登録を受けている建築物飲料水貯水槽清掃業者に清掃を依頼しましょう。

建築物飲料水貯水槽清掃業者の一覧は、大阪府のホームページに掲載されています。

大阪府 建築物衛生管理業登録業者名簿



② 定期検査の受検 [水道法第34条の2第2項、同法施行規則第56条]

毎年1回以上、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、検査を受けましょう。

簡易専用水道検査機関の一覧は、国土交通省のホームページに掲載されています。

検査機関 上下水道 国土交通省



③ 日常点検 [水道法第34条の2第1項、同法施行規則第55条]

◆施設点検

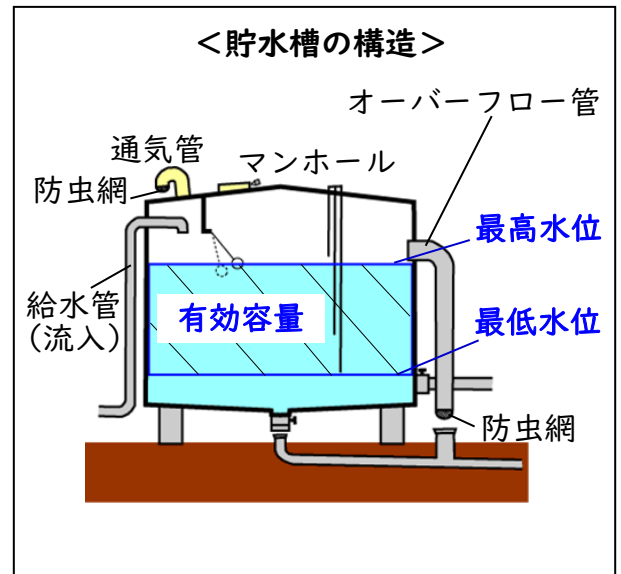
貯水槽の日常点検を実施しましょう。

- 貯水槽周辺は清潔ですか？
- マンホールのふたの施錠はされていますか？
- マンホールの防水パッキンは外れていませんか？
- オーバーフロー管の防虫網は破れていませんか？
- 通気管は脱落していませんか？

◆水質検査

蛇口の水を透明なコップに入れ、水の色・濁り・におい・味に異常がないか確認しましょう。

十分に消毒ができていないか確認するため、残留塩素を測定しましょう。



④ 簡易専用水道に関する届出等

◆市環境保全課への届出

簡易専用水道の給水を開始したとき……………簡易専用水道給水開始届

簡易専用水道を休止又は廃止したとき……………簡易専用水道（休止・廃止）届

簡易専用水道の設置者・施設などを変更したとき…簡易専用水道届出事項変更届

◆書類の保存

適正な管理を行うために、施設の配置・給水系統などの図面、受水槽・高置水槽の清掃記録及び定期検査に関する帳簿書類は、日頃より整理保存をしておいてください。書類の保存期間は、設備の配置・給水系統などの図面は永年、その他の管理記録は3年です。



水が変かな?と感じたときは…



色がつく

白い水（下層から透明になる）



・空気の混入のため、安全性に問題は
ない。

白い水（透明にならない）

原因：亜鉛の溶出

赤い水

原因：鉄さび

青い水

原因：銅の溶出



・しばらく流して、水が透明になっ
たら使用する。
・ひどい場合には配管などを取り替
える。



においがする

カルキ臭（塩素臭）がする

原因：塩素消毒による残留塩素



・水道水が消毒されているため。
・においが気になる場合は煮沸後、
冷やしてから使用するとよい。

カビ臭、生臭いにおいがする

原因：藻類が繁殖



・貯水槽の点検をし、必要に応じて
清掃業者等に相談する。



異物の混入

黒い異物が混入する

原因：ゴムパッキンなどの劣化



・劣化したゴムパッキンなどの部品
を交換する。

緑色の浮遊物が混入する

原因：藻類が繁殖



・貯水槽の点検をし、必要に応じて
清掃業者等に相談する。

水の汚染事故が起こったら…

- ◆速やかに利用者へ事故の状況等を周知してください。
- ◆市環境保全課に連絡し、指示に従ってください。
- ◆汚染原因の除去と清掃、消毒を実施してください。
- ◆水質検査等の安全確認後、給水を再開してください。

水質検査は、専門の水質検査機関で検査を行ってください。

専門の水質検査機関については、大阪府のホームページに掲載されています。

大阪府保健所 水質検査



又は、

大阪府 検査区域 水質検査機関一覧表





貯水槽水道の停電時や災害時の対応について



停電時や災害で長期間の断水があった場合

停電が起きると、受水槽から水を送るポンプが作動しなくなり、断水します。ただし、発電・蓄電設備を設置している施設は、ポンプを稼働させることができます。

高置水槽が設置されている場合、高置水槽内の水は自然の力（自然流下）を利用して給水するため使用できますが、高置水槽の水がなくなると断水します。

また、災害時に岸和田水道センターから水が供給されなくなった場合でも、貯水槽水道は、貯水槽内の水を利用することで、応急的に給水することができます。

設置者（管理者）は、次のことに留意してください。

- ◆施設に異常がないことを確認してください。
- ◆貯水槽（受水槽、高置水槽）内の水質に異常がないことを確認してください。
- ◆停電復旧後は、蛇口からしばらく水を出し、きれいな水になってから使用してください。

停電や災害に備えて飲料水を備蓄しましょう！



目安は1人1日3リットルを3日分

貯水槽の耐震化や発電・蓄電設備を設置しましょう！

既設建築物での

貯水槽式から直結式への変更について

貯水槽式の既設の建物でも、基準に適合する場合は、直結式で給水することができます。直結式への変更に関するご相談は、岸和田水道センター工務課給水担当まで。

小規模貯水槽水道、直結式に関する問い合わせ

大阪広域水道企業団岸和田水道センター工務課 〒596-0074 大阪府岸和田市本町6-1

- ◆小規模貯水槽水道について 修繕管理担当 TEL：072-423-9602（直通）／FAX：072-423-5838
- ◆直結式への変更について 給水担当 TEL：072-423-9601（直通）／FAX：072-423-5838
TEL：072-423-9603（直通）

汚染事故のとき、不明な点に関する問い合わせ

岸和田市環境農林水産部環境保全課

〒596-0825 大阪府岸和田市土生町2-4-30

事業所指導担当 TEL：072-423-9462（直通）／FAX：072-436-0418